

大津市「結<sup>ゆい</sup>の湖都」協働のまちづくり推進条例  
逐条解説

平成23年4月1日施行

大津市

## 「大津市「結<sup>ゆい</sup>の湖都」協働のまちづくり推進条例」の逐条解説

「大津市「結<sup>ゆい</sup>の湖都」協働のまちづくり推進条例」は、人と人とのつながりや助け合いに基づく「協働によるまちづくり」を推進するうえで必要となる「理念」と「仕組み」を明らかにし、「愛着と誇りを持って住み続けたい大津」を築いていくために制定したものです。

人口減少、少子高齢化、行政の財政状況悪化、地方分権の進展などにより起こっている課題は、「市民・市民団体、事業者及び市」の三者（以下「三者」といいます。）が、共に連携して行動しないと解決が難しくなっています。人口減少は、地域では地域活動の担い手の減少、事業者にとっては働き手や顧客の減少、市にとっては納税者の減少を意味しており、少子高齢化がさらに拍車をかけている状況です。

このような状況の中で、「愛着と誇りを持つことができる大津」を築いていくために必要なこととして、三者がまちづくりの当事者として自主的に行動し、互いに尊重し認め合い、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題解決のために力を合わせて取り組むという「協働」の考え方がとても重要となってきました。

なお、今回の条例制定にあたっては、三者で構成した「大津市協働のルール策定委員会」において、平成21年7月から19回にわたり会議を重ねていただきました。議論にあたっては、市(事務局)が作成した原案を審議する方法ではなく、たたき台から条例（案）まで三者が協働してつくりあげていく「参画方式」で議論していただきました。

策定委員会の基本的な考え方は、次のとおりです。

- ①明るく元気な大津にするためのルールをつくる
- ②「実効性」のある条例をつくる

読んで楽しくなる条例をつくりたい、読んで想像力を膨らませて「こんな事もやってみようかな」と思ってもらえるような条例にしたいという思いが詰まった条例です。

なお、平成23年1月に大津市協働のルール策定委員会から『大津市「結<sup>ゆい</sup>の湖都」協働のまちづくり推進条例（案）制定に関する提言』が提出され、同年2月の大津市議会定例会で条例が制定され、同年4月1日より施行しております。

大津市

## 条例の構成

### ◎前文

「協働」の必要性や「協働によるまちづくり」を推進していく意味を明らかにしています。

### ◎協働によるまちづくりの理念(第1条～第7条)

第1条 目的 : 「誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津を築いていく」ことを目的としています。

第2条 定義 : 重要な使い方をしている用語について、その意味を明らかにしています。

第3条 基本理念 : 三者の協働によるまちづくりを進めていく際の基本的な考え方を「理念」として定めています。

(※三者 → 市民・市民団体、事業者及び市)

第4条 市民の役割

第5条 市民団体の役割

第6条 事業者の役割

第7条 市の役割

### ◎協働によるまちづくりの方向性(第8条～第12条)

(三者が持つ社会資源【人材、情報、資金、場所、知恵、技など(第2条第8号)】の活用方法を定めています。)

第8条 啓発及び研修 : 社会資源である【人材】に関することを定めています。

第9条 情報共有 : 社会資源である【情報】に関することを定めています。

第10条 協働によるまちづくりの推進のための資金 : 社会資源である【資金】に関することを定めています。

第11条 活動場所 : 社会資源である【場所】に関することを定めています。

第12条 協働事業の推進 : 社会資源である【知恵、技】に関することを定めています。

### ◎協働によるまちづくりの仕組み(第13条～第15条)

(条例が実際に運用され効果をもたらすようにするための仕組みを定めています。)

第13条 大津市協働推進計画 : 具体的な協働事業や今後の検討事項を明記します。

第14条 大津市協働を進める三者委員会の設置

: この条例による協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるために、市民・市民団体、事業者及び市の三者で構成する委員会です。

: 「大津市協働推進計画」や「協働ハンドブック」もこの委員会で検討していきます。

第15条 条例の検討 : 今後も時代に合った条例としていくために、定期的に条例を見直していきます。

### ◎その他(第16条)

## 条例の7つの特徴

### 1. 歴史から学ぶ「結」の現代化をうたっている

- ・ 大津では、古くから、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、全ての人が安心して生きることができる社会の実現に向けて努力を積み重ねてきました。その地域社会の助け合いの仕組みである「結」を現代社会の中に活かしていくことにより、「愛着と誇りを持つことができる大津を築いていこう」と「前文」の中で示しています。

### 2. 「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」という理念のもとに推し進める

- ・ これからの大津のまちづくりは、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、自らできる事を考え、手を携えながら連携・協力して行動していくという理念のもとに進めていくことが重要です。
- ・ これらのことは、第3条「基本理念」に定めています。

### 3. 三者の補い合いによるまちづくりを基調とした上で、市の担う役割を明らかにしている

- ・ この条例では、「三者の補い合い」によるまちづくりを基調としています。  
しかしながら、これまでの公共サービスの多くを行政（市など）が担ってきた経緯や、税金を取り扱うという点からも、三者の補い合いによるまちづくりにおいても「市」の担う役割は大きいと考えています。（第7条（市の役割）の中で、「市は、協働によるまちづくりを率先して推進するものとする。」と定めています。）
- ・ これらのことから、第8条（啓発及び研修）、第9条（情報共有）、第10条（協働によるまちづくりの推進のための資金）、第11条（活動場所）、第12条（協働事業の推進）においては、まず「三者の補い合い」を定め、次に「市の役割」を明らかにするという構成になっています。

### 4. 事業者が「地域経済の発展や雇用の確保を通じた地域社会の活性化」の役割を担う

- ・ 事業者は、その事業活動を通じて地域の経済社会の発展に貢献されていますが、第6条において、事業者も地域社会の一員として協働によるまちづくりの推進に努め、健全で持続可能な地域づくりのために社会貢献活動を展開することの重要性を定めています。
- ・ 地域経済が潤い、地域社会が活性化することは、「明るく元気な大津」につながっていくと考えています。

### 5. 「協働によるまちづくりの推進のための資金」のあり方にしっかりと言及している

- ・ 第10条では、まちづくりの当事者である市民・市民団体、事業者及び市の三者が、それぞれに持っている社会資源の一つである「資金」について定めています。  
これは、「社会全体でどのようにお金を回していくか」、「しかも必要な所にお金が使えらるか」という視点に基づくものです。
- ・ まちづくりに関する「お金」というと「税金」が思い浮かびますが、税収の落ち込みな

どにより市の財政は悪化しているのも事実です。これまでのように、何もかも市が税金を使って事業を実施していくという考え方では、持続可能なまちづくりは難しいものになっていきます。

- ・ 税金に関していえば、今後は、「自分たちの地域には、今どのような課題があり、その課題を解決するためには、どのようなお金の使い方が必要なのか。どのような事業が必要なのか。」を考え、それに対して税として集めたお金の一部を受け取るという税金の使い方も一つの方法として有効ではないかと考えています。

#### 6. 「実効性」を重視した条例である

- ・ 「実効性」を担保するものとして、第13条（大津市協働推進計画）と第14条（大津市協働を進める三者委員会の設置）を定めています。  
このように、この条例は、理念に止まらず、具体的な行動に結びつく内容を備えています。

#### 7. 「育っていく条例」である

- ・ 第15条では、今後も時代に合った条例としていくために、定期的に条例を見直していくことを定めています。
- ・ 社会情勢、時代の変遷において、協働によるまちづくりの推進を図るうえで望ましい形は変化していくものと考えられます。協働によるまちづくりの推進のための仕組み等が、時代にあったものとするために、継続的に市民・市民団体、事業者及び市が検討を重ねていく必要があります。
- ・ 時代のニーズに見合った事業をこの条例で定めたり、あるいは社会のニーズに答えようとしている市民・市民団体や事業者を思い切ってサポートできるような仕組みをこれからも採り入れていく「育っていく条例」であると定めています。
- ・ 市民・市民団体、事業者及び市が参画する機関「大津市協働を進める三者委員会」（第14条）などで出された良いアイデアについては、新たに条例に付け加えて、成長・充実していくことができる条例です。

# 大津市「結<sup>ゆい</sup>の湖都」協働のまちづくり推進条例

(平成23年条例第1号：平成23年4月1日施行)

## ◎前文

### (前文)

大津では、里山や琵琶湖の豊かな恵みを、古代から現代に至るまで享受し、守りながら、人々が行き交い、暮らしを受け伝え、まちを発展させてきました。

そうした営みを、地域社会の助け合いの仕組みである「結<sup>ゆい</sup>」などによって、人々は守ってきました。

また、こうした仕組みの中で、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、全ての人が安心して生きることができる社会の実現に向けた努力を積み重ねてきました。

今日では、多くの公共サービスが行政によって担われています。しかし、人々の生活や価値観が多様化し、行政のサービスでは対応できないことが増え、多様なニーズに対応する人材や財源の確保が難しくなっています。

その一方で、大津では、市民・市民団体及び事業者による市民公益活動が盛んになっています。この市民公益活動と行政の力を合わせて「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことができれば、自治の力は高まり、まちは活き活きとします。これらの活動をより創造的かつ持続的に育むためには、大津が歴史的に育んできた「結<sup>ゆい</sup>」の仕組みを現代に甦らせ、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、対等な関係のもとで共通の目的を持ち、共に社会基盤を整えることが求められています。

この条例は、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、「協働」という新しい「結<sup>ゆい</sup>」を実現するための理念と仕組みを明らかにするものです。わたしたちは、この仕組みを活用し、市民・市民団体、事業者及び市という立場から、またそうした立場を超えて愛着と誇りを持つことができる大津を築いていくためにこの条例を制定します。

## 趣 旨

○「協働」の必要性や条例制定の意義を明らかにしています。

## 解 説

○前文のポイントは次のとおりです。

### ①大津市の特徴

⇒自然環境、人と人のつながり

### ②現状認識

⇒多くの公共サービスを行政が担ってきたが、生活や価値観の多様化により、行政だけで対応することが難しくなってきた。

⇒一方で、市民公益活動が盛んになってきている。

### ③協働の理念

⇒三者が当事者意識を持ち、「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことで自治の力が高まり、まちは活き活きとする。

⇒「結」の仕組みを現代に甦らせ、三者が対等な関係のもとで共通の目的を持ち、共に社会基盤を整えることが求められている。

#### ④協働でどのような社会を目指すのか

⇒「協働」という新しい「結」を実現していくための理念を理解し、仕組みを活用し、愛着と誇りを持つことができる大津を築いていく。

○本市では、わが国のよき伝統であった「結」を、近年、特に重要性を増している「協働によるまちづくり」の先駆けととらえて、これからのまちづくりを進めるうえで、大切にすべき様々なものを結ぶことにより、それらの力や価値を高め、輪を広げ、さらに、新たなものを生み出していきたいと考えています。

○人と人を結び、地域と地域を結び、過去と現在と未来を結び、さらに豊かな自然と結ばれるまち。これが、新しい大津の「結」が目指すまちの姿です。

○協働によるまちづくりの推進には、課題の発見やその解決策を考える「場」が必要であると考えています。課題を発見したり、発見した課題を解決するためにどのような人たちが必要かなどを考えたりする「場」としては、「ラウンドテーブル（円卓会議）」や「意見交換会」などの手法が考えられます。その中での話し合いに基づいて、役割分担も決めることができます。

○しかしながら、現在は、これらの「場」について、明確な仕組みは確立されていません。今後、第13条「大津市協働推進計画」や第14条「大津市協働を進める三者委員会」の中で検討し、具体的なまちづくりを実践するためのプロセスを明確にしていく必要があると考えています。

○本条例では、「実効性」を担保するものとして、第13条「大津市協働推進計画」と第14条「大津市協働を進める三者委員会の設置」を規定しています。

このように、この条例は、理念に止まらず、具体的な行動に結びつく内容を備えています。

## 運 用

◆少子高齢化、核家族化、人間関係の希薄化など、国内の社会情勢が著しく変化する中、人々の生活様式や価値観も大きく変わってきています。このような中で、例えば子育てや児童虐待、家庭内暴力、介護などが社会問題として大きく取り上げられている状況にあり、これらの一つひとつに対して、従来の一律的な行政サービスでは対応する事が大変難しくなってきています。

◆本条例でいう「まちづくり」とは「公共サービス」全般を指していますが、「公共サービス」を支えるのは市だけでなく、市民・市民団体、事業者及び市の三者であると定めています。この三者の役割分担により、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせていくという協働の手法を活かしたまちづくりが有効です。

## Q & A

### 【「結」とは】

Q1： 「結」とはどのようなものですか。

A1： 「結」は、わが国の農村で長期にわたって広く行われていた労働力の相互支援の慣習を示す言葉です。通常は金銭などのやりとりも伴わず、互助の精神で営まれていました。自然と向き合って生きる先人たちの知恵であり、地域社会を支える大切な仕組みでした。

### 【すでにある「身の回りにある協働」の再発見】

Q2： 「協働」というのは、最近出てきた新しい考え方ですか。

A2： 実は、「協働」というのは、まちの中にすでにあります。

例えば、「消防団」は協働の典型的なものです。専門的な部分は消防署が担いますが、災害時に地域がきちんと活躍できるような役割分担になっています。ほかには「民生委員」があります。地域と行政の間を取り持って地域の人達が活動されています。

このように、身の回りにある「協働」を見直していく、再発見していくことで日々の暮らしの中にある「協働」が見えてきます。

## ◎協働によるまちづくりの理念(第1条～第7条)

### (目的)

第1条 この条例は、本市における協働によるまちづくりの基本理念及びその実現を図るための協働に関する基本的事項を定め、協働によるまちづくりを推進することにより、人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津を築いていくことを目的とする。

### 趣 旨

○前文で条例の意義について明記しているため、第1条では「目的」を簡潔に表現しています。

### 解 説

○この条例の制定目的は、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、役割分担に基づき、それぞれの長所を活かし、また足りないところは補い合う「協働のまちづくり」を推進することにより、人と人とのつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津を築いていくことです。

### 運 用

◆この条例は、三者協働によるまちづくりのルール、仕組みを定めたものです。「協働」という手法を用いてまちづくりを行っていかうというものであり、言い換えると、三者の役割を明確にしていこうとするものです。



## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むことをいう。
- (2) 参画 協働によるまちづくりを推進するために必要となる取組の企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において市民・市民団体、事業者及び市が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 市民公益活動 市民・市民団体及び事業者が自主的かつ主体的に行う活動であって、不特定多数のものの利益の増進を図ることを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 市民公益活動団体 本市の区域内において市民公益活動を継続的に行う市民団体又は事業者をいう。
- (5) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は本市の協働に参画する者
- (6) 市民団体 地域自治組織（自治会その他の本市の区域内に居住する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (7) 事業者 本市で営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (8) 社会資源 人材、情報、資金、場所、知恵、技等の協働の推進に必要な資源をいう。

## 趣 旨

○重要な使い方をしている用語について、その意味を明確にしています。

## 解 説

### (1) 協働

○市民・市民団体、事業者及び市の三者がまちづくりの当事者意識を持ち、信頼関係に基づく役割分担のもとに行動することが大切です。それぞれの主体が特性を活かし、「相互に補い合える社会」をつくっていくのに有効な手法です。

○三者それぞれがまちづくりの主役となり、得意なところを持ち寄り、足りないところを補い合っていけば、さらに充実したまちづくりを進めることができます。

○まずお互いを理解しようとする意識、そしてお互いに自己変革に努めることが大切であり、役割を分担するにはお互いの「合意形成」がとても重要になってきます。

○「公共的な課題」とは、従来から取り組んできた子育てや児童虐待などの問題を始め、防災や防犯活動、公共交通の活性化あるいはごみ減量、リサイクル活動などを指すものです。

## (2) 参画

○企画立案・実施・評価・改善のすべての過程又はそれぞれの過程において、相互に参加・参画していこうという趣旨です。

○この条例では、市民等が行政側へ参画するだけでなく、行政も市民等側へ参画する「相互に参加・参画する」ことを定めています。例えば、単に市民が行政の事業に参加・参画したりするだけでなく、行政も市民・市民団体及び事業者が行う事業を後援したり、実行委員として参画することなどが考えられます。

## (3) 市民公益活動

○この条例における「市民公益活動」とは、「市民、市民団体及び事業者が自主的かつ主体的に行う活動であって、不特定多数のものの利益の増進を図ることを目的とする活動」をいい、個人の趣味的な活動、構成員相互の利益を目的とした共益的、互助的な活動は含まないという考え方です。

○しかしながら、生涯学習で学んだことや仕事を通して積み上げたスキル、ノウハウなどを、自分や構成員相互の利益のためだけでなく、地域や社会に還元し、「みんなのため」の活動が行われることによって「市民公益活動」に含まれることになります。

○また、「不特定多数のものの利益の増進を図る」という名目で特定少数の者の不利益になることを行うことがないようにしなければなりません。この場合の多数とは潜在的な多数という意味であり、現在は少数でも将来多数となる場合や特定少数の者の利益が公益につながる場合もありますので、本条の市民公益活動には、このような概念も含んでいます。

○この条例において、「市民公益活動」から、営利活動、宗教活動や政治活動等を主な目的とした活動、特定の候補者等を推薦・支持・反対する活動を除外することについては、特定非営利活動促進法（NPO法）第2条第2項の考え方に準じています。また、協働によるまちづくりの主体の一つである「市」が営利活動や特定の宗教を広める活動や特定の政治主義を広める活動を対象に助成等を行うことが妥当ではないことから除外しています。

○ア「専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動」は対象外となり、「営利を目的としない活動」が対象となります。

○「営利を目的としない活動」とは、利潤追求を目的とせず、活動によって得た利益等を構成員で分配しないということです。活動から利益を生み出すことやサービスの対価を受け取ること自体は特に問題はありません。

○エ「特定の公職」とは、公職選挙法第3条に規定されている、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。

○また、暴力行為、それに類するような恐喝、詐欺などの行為のように、不特定かつ多数

の人々に迷惑を及ぼす活動は、市民公益活動の概念から除きます。

(4) 市民公益活動団体

○「市民公益活動」を行う場合は、市民団体も事業者も市民公益活動団体になり得ます。

(5) 市民

○この条例でいう「市民」とは、

①本市の区域内に居住する「住民」と通勤や通学で本市に関わっている人

②本市の「住民」以外で通勤や通学もしていないが本市の協働に参画する人を対象としています。

したがって、本市の「住民」はすべて対象としているのはもちろんであり、その他にも本市に通勤や通学している人や市民公益活動を行うために本市を訪れる人など、幅広く多くの人たちによって協働によるまちづくりが担われることにより、その実現の可能性が広がるものと考えています。

○また、市民を個人と団体それぞれに役割を定めています。

(6) 市民団体

○「市民団体」とは、本市において営利を目的としない活動を行う団体をいい、法人格の有無は問いません。また、「その他の団体」とは、社会福祉法人、学校法人、公益財団法人などをいいます。

(7) 事業者

○事業者は、地域の中の商店や企業などを含めて幅広く対象としています。

(8) 社会資源

○市民・市民団体、事業者及び市は、人材、情報、資金、場所、知恵、技等の多様な資源を持っています。通常その多くは自分たちのために使われていますが、それを積極的に「みんなのために」使っていくことが重要です。また、これらを協働によるまちづくりに活かしていく方向性について、第8条から第12条において、まず第1項で三者による補い合いにより推進する旨を規定し、第2項以下で市の役割を明確にしています。

## Q&A

### 【「協働」の定義】

Q3： 「話し合いに基づいて役割を分担する」際に、気をつけることは何ですか。

A3： まず、お互いを理解しようとする意識を持つこと、そして、お互いに自己変革に努めることが大切です。

このように、役割を分担するにはお互いの「合意形成」がとても重要になってきます。

また、課題の発見やその解決策等を考える「場」が必要となってきます。その手法としては、「ラウンドテーブル（円卓会議）」や「意見交換会」などが考えられます。それらの中での話し合いに基づいて「合意形成」し、役割分担を決めていくことが大切です。

### 【市民公益活動団体】

Q4： 市民団体で活動していますが、「市民公益活動団体」になるのでしょうか。

A4： 活動の内容によります。

まちづくりは「みんなのための活動」を行うことです。「みんなのための活動」を行う

ことが「市民公益活動」と言い換えることができます。

市民団体には、もっぱら自らの技や芸などの上達を目的とする団体や趣味として楽しむ団体、会員の利益の追求だけを行っているものもありますので、市民団体や事業者は、その存在だけでは「市民公益活動団体」であるとは言えない場合があります。

この条例に定める各主体（市民団体、事業者）の役割や第8条から第12条の「協働によるまちづくり」を実践する際の方向性を理解し、「市民公益活動」を行ってはじめて「市民公益活動団体」となります。

例えば、グループやサークルなどが、普段から磨かれている特技や学びの成果を活かして、地域活動を行ったり、団体の専門性や得意なところを活かして自分や会員以外の「みんなのため」の活動が行われると「市民公益活動団体」になります。

### **(基本理念)**

第3条 協働によるまちづくりは、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて推進するものとする。

- (1) 市民・市民団体、事業者及び市は、共にまちづくりに取り組むパートナーとして常に対等であること。
- (2) 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれがまちづくりの当事者意識を持つとともに、自主性を重んじること。
- (3) 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれ互いの特性と役割を理解し、長所を活かし合うとともに、互いに求められる役割を高められるよう自己変革に努めること。
- (4) 市民・市民団体、事業者及び市は、互いにまちづくりに必要な情報を発信し、その共有に努め、透明性の高い開かれた関係を目指すこと。
- (5) 市民・市民団体、事業者及び市は、互いにまちづくりの目的意識の共有に努めること。

### **趣 旨**

○第3条は、市民・市民団体、事業者及び市が協働によるまちづくりを推進していくにあたっての基本的な考え方を「理念」として定めています。

### **解 説**

○第1条で「目的」を定めていますが、目的が合えば何でもやっていいということではありません。第3条では、目的に対してどのような考え方で具体的に進めていくのかを定めています。

○対等の原則（第1号）、相互自立・自主性尊重の原則（第2号）、相互理解・相互変革の原則（第3号）、情報共有の原則（第4号）、目的共有の原則（第5号）の観点から協働によるまちづくりの基本的な考え方を示しています。

○「三者が対等である」とは、市民・市民団体、事業者及び市が、その自主的な行動のもとに、互いに特性を尊重し認め合い、自由に意見を交換でき、互いが納得して事業を進める関係をいうものです。また、三者がそれぞれの役割と責任を持つものです。

## 運 用

- ◆第3条の前提として、協働によるまちづくりは、個人でできることは個人が担い、市民公益活動団体でできることは市民公益活動団体が担い、市でできることは市が担うという「補完性の原理」が基本となります。市民・市民団体、事業者及び市が得意なところを持ち寄り、足りないところは補い合ってまちづくりを実行していくことが大切になります。

## Q & A

### 【三者協働】

Q5： 「三者協働によるまちづくり」ってどのようなことですか。

A5： 「市民・市民団体」、「事業者」、「市」の三者が、お互いの特性を尊重し認め合いながら、話し合いに基づいて役割分担して自主的に行動し、課題解決のために力を合わせて取り組むことです。

三者それぞれがまちづくりの主役となり、得意なところを持ち寄り、足りないところを補い合って、さらに充実したまちづくりを進める手法です。

Q6： 「協働」すると、まちはどのように良くなるのですか。

A6： 「市民・市民団体」、「事業者」、「市」の三者が、力を合わせてまちの課題を解決することで、それぞれの主体が「自分たちのまちを自分たちでつくっていく」という喜びや達成感を実感できます。そして、まちへの愛着が増し、「住み続けたい大津」を築く大きな力になります。

#### ◎市民・市民団体

- ・自分たちのまちに対する関心が高まります
- ・自分たちのまちを自分たちの手で良くすることができます

#### ◎事業者

- ・持っているノウハウをまちづくりの中で社会に還元することにより、社会的責任を果たすことができます

#### ◎市

- ・多様な市民のニーズに合ったまちづくりを進めることができます
- ・三者の役割分担により、行政の効率化が図れます

Q7： この条例における議会の位置付けはどのようなものになるのですか。

A7： この条例に基づく「三者協働によるまちづくり」を推進するにあたり、各施策の予算審議、決算審議など議会の権能である監視、評価などの機能を果たすこととなります。

## （市民の役割）

第4条 市民は、まちづくりの主体として自らができることを考え、行動するとともに、協働によるまちづくりに積極的に参加し、及び参画するよう努めるものとする。

2 市民は、自らだけでなく、一人でも多くの市民が協働によるまちづくりに参加し、及び参画することができるよう連携に努めるものとする。

3 前2項の市民の役割は、強制されるものではなく、一人ひとりの市民の自発性に基づくものでなければならない。

## 趣 旨

○第4条では、協働によるまちづくりの主体である市民・市民団体、事業者及び市の三者の中で、「市民の役割」を定めています。

## 解 説

○協働によるまちづくりを推進していくためには、まちづくりの主体であることを自覚して、一人ひとりが他人や地域のことに興味を持つとともに、身の回りのことについて、自分ができることを考え、行動し、その結果として、まちづくりに進んで参加・参画していくことが大切です。

○地域でのまちづくり活動においては、必要なコストなどを負担せずに利益だけを受け人、いわゆる「フリーライダー（タダ乗りする人）」の課題があります。

みんなが協力して行なえば、一人ひとりの負担は少なく大きなことができるのに、フリーライダーが出てくると不公平感が生まれます。無関心な人たちを巻き込んで、一部の人が汗をかくのではなく、地域に住んでいる人たち全体で活動する仕組みにしていくことが重要です。

○また、実は無関心ではなくて、関心はあるが時間的なゆとりがないという人たちもいます。自分たちでは動けないけれどもアイデアや提案を出してくれる人、時間帯によっては動ける人など、それぞれが補い合いながら活動することが重要となってきます。

○これらのことから、多くの人々がまちづくりに参画してもらえるように「声かけ」などの連携が重要になってくるとし、第2項で規定しています。

○しかし、これらの市民の役割は、あくまでも強制されるものではなく、一人ひとりの市民の自発性に基づいて行われることが前提です。（第3項）

## 運 用

◆地域課題の解決を三者が協働して実現させるためには、各主体をつなぐ役割が重要になってきます。そのつなぎ役（コーディネーターなど）をどこに置くのか、誰が担うのか、そのつなぎ役が活動する枠組みをどのようにつくっていくのかという点は、今後の大きな検討課題の一つです。

第13条「大津市協働推進計画」や第14条「大津市協働を進める三者委員会」の中で、しっかり議論し位置づけていく必要があります。

## Q & A

### 【多くの市民が参加・参画するまちづくり】

Q8： 一人でも多くの市民がまちづくりに参加されるようにするにはどうしたらいいですか。

A8： 個人としてまちづくりに参加・参画する方法は様々です。

例えば、趣味のサークル活動をされている方々に「その趣味を活かしてボランティアをしませんか」と「声かけ」をされたところ、自分のために作った作品を地域の高齢者へのプレゼントという形でボランティアに発展した事例があります。また、「日中は忙しい」とか「土日勤務で地域活動に参加できない」という方々への「声かけ」によって、「メールによるアイデアの提出」という方法で活動に参加されたという事例もあります。

このように、「地域のために何かしたい」とか「何かやりたいが、どうしていいかわからない」という方々には、すでに活動をされている方からの「声かけ」などがとても有効といえます。

### (市民団体の役割)

第5条 市民団体は、市民、事業者及び市との協働を図り、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民団体は、地域社会の一員としてその活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、市民の参加又は参画が得られるよう努めるものとする。

3 市民団体は、協働によるまちづくりの推進のため、財政基盤を整えるよう努めるものとする。

4 前3項の市民団体の役割は、強制されるものではなく、市民団体の自発性に基づくものでなければならない。

## 趣 旨

○第5条では、協働によるまちづくりの主体である市民・市民団体、事業者及び市の三者の中で、「市民団体の役割」を定めています。

## 解 説

○第1項では、個々の市民団体が、主体の一つとして、協働によるまちづくりの推進に努めていこうということ定めています。

○第2項では、市民団体の活動が社会的な認知を受けるためにも、自身で市民の理解を得るように努力することで、自身の活動を活性化させていくことも必要であると定めています。

○第3項では、市民団体の活動が持続可能なものとなるために、また自主性を担保していくためにも財政的に自立していくことが大切であると定めています。

○しかし、これらの市民団体の役割は、あくまでも強制されるものではなく、市民団体の自発性に基づいて行われることが前提です。(第4項)

## (事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、協働に関する理解を深めるとともに、自発的に協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、地域経済の発展及び雇用の確保等に果たす役割を自覚し、市民・市民団体及び市と連携し、及び協力して、地域の活性化に努めるものとする。

3 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、積極的に社会資源の提供に努めるものとする。

4 前3項の事業者の役割は、強制されるものではなく、事業者の自発性に基づくものでなければならない。

## 趣 旨

○第6条では、協働によるまちづくりの主体である市民・市民団体、事業者及び市の三者の中で、「事業者の役割」を定めています。

## 解 説

○この条例における事業者の定義では、「本市で営利を目的とする事業を行う個人又は法人」を対象としています（第2条第7号「事業者」）。

○事業者も地域社会の一員として協働によるまちづくりの担い手になることの重要性を定めています。

○事業者は、その事業活動を通じて地域の経済社会の発展に貢献されていますが、事業者も地域社会の一員として協働によるまちづくりの推進に努め、健全で持続可能な地域づくりのために社会貢献活動を展開することが重要です。

○しかし、これらの事業者の役割は、あくまでも強制されるものではなく、事業者の自発性に基づいて行われることが前提です。（第4項）

## Q & A

### 【商店街の活性化における『公共性』】

Q9： 商店街活性化のために市の補助金を使われることもありますが、なぜ営利を目的とする事業者の集まりである「商店街」の活性化を市などの行政と一緒にやる必要があるのですか。

A9： いろいろな側面で『公共性』があるからです。

例えば、次のような側面があります。

①「商店街がやっている活動というのは金儲けだけではないし、自分たちの商店街を活性化させるだけでもない。」

⇒『人通りが活発になって、子どもたちをきちんと見守る雰囲気地域に生まれ、地域活性化につながっていく。』

②「今後さらに高齢化が進み、郊外型大型店舗に車で行けなくなっても、近くの商店街へ歩いて行ける。」

⇒『地域の人たちが高齢になっても、安心して住み続けるまちづくりのために商店街の活性化は必要である。』



## (市の役割)

第7条 市は、協働によるまちづくりを率先して推進するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりの推進のため、本市職員の意識、行政運営及び行政組織に関する改革に努めるものとする。

3 市は、協働によるまちづくりの推進を図るため、公共的な課題に取り組む市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備に努めるものとする。

4 市は、基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策（以下「協働施策」という。）を実施するよう努めるものとする。

## 趣 旨

○第7条では、協働によるまちづくりの主体である市民・市民団体、事業者及び市の三者の中で、「市の役割」を定めています。

## 解 説

○協働によるまちづくりは、市民・市民団体、事業者及び市の三者協働が基本ですが、市がこれまでの公共サービスの多くを担ってきた経緯や税金を取り扱う等の観点から、その果たすべき役割は大きいと考えています。このことから、第1項では、「市は、協働によるまちづくりを率先して推進するものとする」と定めています。

○第2項では、市の改革について定めています。協働によるまちづくりでは、三者が当事者意識を持ち、自発的に行動することが求められます。

当然、市においても「まちづくりは市民・市民団体、事業者及び市の三者が共に考え行動する」という意識を持ち、特定の分野だけではなく、市役所全体が「タテ割り行政の弊害」を排し、積極的に市役所内の「ヨコの連携」を行うというように、従来からの仕事のやり方などを変えていく必要があります。

○第3項では「市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備」について定めています。環境整備とは、啓発及び研修（第8条）、情報共有（第9条）、協働によるまちづくりの推進のための資金（第10条）、活動場所（第11条）、協働事業の推進（第12条）などが考えられます。

○第4項では「協働によるまちづくりを推進するために必要な施策の実施」を定めています。例えば、市民公益活動の普及、啓発事業の実施、市民公益活動団体の情報化の支援、協働の拠点の機能充実などが考えられます。

## 運用

◆第1項で「市は、協働によるまちづくりを率先して推進するものとする。」と定めており、「協働によるまちづくり」は、市役所の一部の部署のみが行うものではなく、「市役所全体」のものとして取り組んでいく必要があります。

◆第2項は、協働によるまちづくりの推進には行政側の改革も必要であると定めています。改革には、大きく次の三つの要素があります。

- ①職員意識の改革
- ②行政運営の改革（仕事のやり方や仕組み等）
- ③行政組織の改革（組織や機構等）

行政側の改革は、前文に規定しているように「市民公益活動と行政の力を合わせて『みんなのため』の公共サービスを『みんなで支える』ことができれば、自治の力は高まり、まちは生き活きとする」という考えに基づき、今まで行政が行ってきた仕事を行政自らが見直し、整理していく必要があります。

そして、これからは、市などの行政のみが公共サービスを担うのではなく、最も課題を把握している担い手や迅速に対応できる担い手と力を合わせて取り組むことにより、きめ細やかな、地域に応じたサービスの実施が可能になり、その結果、公共サービスの質の向上につながります。

また、市民・市民団体及び事業者が、得意分野を活かしてまちづくりの担い手となることにより、まちの活性化につながっていくものです。

## Q&A

### 【行政側の改革に必要な視点】

Q10： 行政側の改革を行っていく上で、市職員として必要な視点とはどのようなことですか。

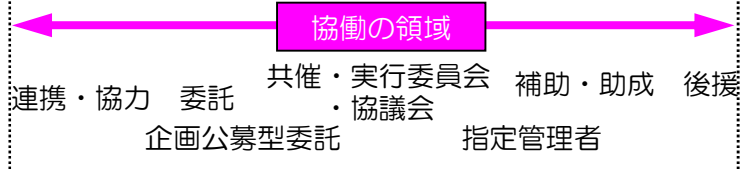
A10： 協働によるまちづくりは、「公共サービスの担い手は行政のみではなく、市民・市民団体や事業者も担い手である」という視点で行政自らが仕事を見直し、それをどうしたら地域の仕事としていくことができるかを考えることが重要です。

決して、単に今まで市が行ってきた仕事が財政的に苦しくなったから市民・市民団体、事業者にやってもらおうというものではありません。

### 【参考】協働の領域

A	B	C	D	E
大津市 主体	大津市 主導 ↓ 市民・市民団体、事業者は参加・参画	事業の企画立案・実施・評価・改善までを「協働」で行う。	市民・市民団体、事業者 主導 ↓ 大津市は参加・参画	市民・市民団体、事業者 主体

大津市の責任と主体で独自に行う領域



市民・市民団体、事業者の責任と主体で独自に行う領域

## ◎協働によるまちづくりの方向性(第8条～第12条)

### (啓発及び研修)

第8条 市民・市民団体、事業者及び市は、自ら協働に関する理解を深めるとともに、相互に協力して、協働に関する啓発及び研修を行うものとする。

2 市は、協働に関する啓発、研修等を通じて、本市職員の理解の増進を図るとともに、本市職員による協働によるまちづくりの実践に役立てるよう努めるものとする。

### 趣 旨

○第8条では、三者がそれぞれに持つ社会資源（人材、情報、資金、場所、知恵、技等）のうち「人材」に関して、人材育成の観点から「啓発及び研修」について定めています。

### 解 説

○第1項では、三者が「自ら協働に関する理解を深めること」と「相互に協力して人材を育てていくこと」を定めています。

○協働によるまちづくりの実践方法を学ぶ機会は大切です。そのような機会学んだ人たちが、その成果を活かして実践していく中で、主体性と責任が芽生え、持続可能なまちづくりの担い手が育っていくことにつながります。現在でも、講座、フォーラム、シンポジウム、研修など様々な形で実施されていますが、今後は、市民・市民団体、事業者及び市がお互いに協力しながら実施していくことが必要となってきます。

○第2項では、協働によるまちづくりにおいては、市が果たすべき役割は大きく（第7条）、職員に対する啓発及び研修についてもその役割を明らかにしています。

○市職員も市民として、自らできることを考え、その専門性や能力を活用して積極的にまちづくりに参加・参画していくべきと定めています。協働についての重要性を認識するだけでなく、研修等の成果を活かして、積極的に行動する必要があります。

### (情報共有)

第9条 市民・市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりに関する必要な情報を相互に発信し、及び収集し、並びに共有するよう努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりに関する情報環境を整備し、情報の活用を努めるものとする。

3 市は、市の施策の企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程において、情報の提供に努めるものとする。

### 趣 旨

○第9条では、三者がそれぞれに持つ社会資源（人材、情報、資金、場所、知恵、技等）のうち「情報」に関して、三者の「情報共有」について定めています。

### 解 説

○第1項では、「情報」という社会資源の共有のための役割は市のみが担うものではなく、三者が持つ情報を相互に発信・収集し共有していくことが大切であると定めています。

○第2項では、第7条（市の役割）第3項において規定する「市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備」の一つとして、情報環境の整備と情報の活用を市の役割と

して定めています。

○第3項では、市がまちづくりに関する多くの情報を所有していると考えられるので、市の施策の企画立案、実施、評価並びに改善の全ての過程において、必要な情報については積極的に提供に努めることを市の役割として定めています。

○第12条（協働事業の推進）で定める「公共サービスに対して市民・市民団体及び事業者が新たな担い手として加わること（第2項）」と、「市民・市民団体及び事業者から必要な公共サービスを提案することができる（第2項）」、「パブリックコメント、審議会への参画、意見交換会などの多様な形態で市政に参画できるための仕組みの整備（第3項）」を行い、市民・市民団体や事業者の参画を促進するためには、情報の積極的な提供が必要です。これによって、市民・市民団体及び事業者と市と信頼関係が醸成されていくものと考えています。

○いずれにしても、協働によるまちづくりの推進には「情報共有」は大変重要であり、第9条各項に定めています。今後、第13条「大津市協働推進計画」や第14条「大津市協働を進める三者委員会」において議論し、「情報共有」の仕組みづくりを行う必要があります。

## 運 用

◆この条例でいう市が行う「情報の提供」とは、ホームページなどで広く市民に公開している情報の発信を想定しています。また、大津市情報公開条例に規定する「公文書の公開」については、従来どおり、情報公開請求の手順を踏むことを前提としています。

◆個人情報の取り扱いについては、大津市個人情報保護条例第12条において「法令又は条例の規定に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定しています。ただし、本人の同意があるときは、利用目的以外の目的のために利用及び提供することができます。さらに、大津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くなどの手続きを経て、公益上の必要その他相当の理由がある場合に限り、利用及び提供ができる規定もあります。

◆団体同士のネットワーク化を図り、市などの行政機関や民間の財団等から提供される団体向けの様々な情報を、時期を失せず提供できるように努めることが大切です。

◆市が持っている情報については、情報公開などにより文書の情報を見るということも情報を知ることになります。また、審議会や委員会などに参画することによって、市の考え方について「生の情報」に触れることができます。これも「情報」ということができます。

## Q & A

### 【市民団体の情報】

Q11： 市内で活動している市民団体の情報はどこで知ることができますか。

A11： 大津市市民活動センターなどで知ることができます。

※大津市市民活動センターの連絡先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1（明日都浜大津1階）

電話：077-527-8661

### (協働によるまちづくりの推進のための資金)

第10条 市民・市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び配分に努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、予算の範囲内で、適切な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

### 趣 旨

○第10条では、三者がそれぞれに持つ社会資源（人材、情報、資金、場所、知恵、技等）のうち「資金」について定めています。

### 解 説

○第1項では、「協働によるまちづくりの推進のための資金」については、市民・市民団体、事業者及び市の各主体が、相互に調達や配分し合う社会が望ましいと定めています。

○ただし、市は、税金を管理する役割の多くを担っているため、その有効な使い方についての議論が必要です。その意味で、第2項では、市の役割として必要なものと判断した場合には、適切な財政的措置を行うよう努めることを定めたものです。

○第2項の「財政的措置」には、市から市民・市民団体及び事業者への補助金の交付等の「財政的支援」も含まれますが、それだけではなく、市民・市民団体及び事業者と共に行う協働事業などにおいて、市が自らの役割の一部として負担を行うことをも意味しています。

○市民公益活動への財政的支援は、協働によるまちづくりの推進の観点から2つの理由で重要なものです。

①市民公益活動を行う団体が市と対等に協働できるようになるための組織基盤の強化

②市民が必要とする多様なサービスを市に代わって提供する団体の推進

○公的資金を公の支配の下にない民間団体に支出することは、憲法第89条によって禁じられているところから、この補助金の交付等の財政的支援を受けた団体は、市の一定の支配を受けることとなりますが、市はその支配を実務的な面に限定し、活動の価値観については市民公益活動を行う団体の自主性、自立性を尊重することが大切です。

○「資金の円滑な調達及び配分」の仕組みについては、今後の検討課題として、第14条で定める「大津市協働を進める三者委員会」において議論を重ねていく必要があります。

### 運 用

◆第10条第2項において「予算の範囲内で、適切な財政的措置を講ずるよう努めるものとする」と規定されたからといって、直ちにこの規定を根拠に財政的支援がなされるわけではありません。市から財政的支援を行う場合は、単に市民公益活動だから支援するというのではなく、その原資は「税金」であることから、運用に当たっては、あくまで政策目的があることが前提であり、個別の条例、規則、要綱や要領を制定して、その目的を明らかにするとともに、交付団体の募集や選考において透明性を高めたうえで、予算の範囲内で財政的支援を行うこととなります。

- ◆また、第5条第3項（市民団体の役割）には、「市民団体は、協働によるまちづくりの推進のため、財政基盤を整えるよう努めるものとする。」と定めています。これは、市民団体の活動が持続可能なものとなるために、さらには自主性を担保していくためにも財政的に自立していくことが大切であると定めているものです。

### （活動場所）

- 第11条 市民・市民団体、事業者及び市は、市民公益活動を推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。
- 2 市は、市民公益活動を推進するため、市民公益活動団体への公共施設の提供に努めるものとする。

### 趣 旨

- 第11条では、三者がそれぞれに持つ社会資源（人材、情報、資金、場所、知恵、技等）のうち「場所」について定めています。

### 解 説

- 第1項では、社会資源の活用の一つとして、市民公益活動の活動場所について、三者の保有する場所などを相互に活用し合うことを定めています。
- 第2項では、市が管理している公共施設の提供について定めています。現在でも、市民活動センターや市民センターなど多くの公共施設が市民公益活動の拠点として利用されていますが、施設のあり方については、今後更なる議論が必要です。

### Q & A

#### 【活動場所の活用例】

- Q12： 市民個人としてできる活動場所の活用とはどのようなことが考えられますか。
- A12： 例えば、所有されている田や畑などを、市民公益活動団体や市などが主催する「自然体験事業」などに活用することなどが考えられます。
- Q13： 公共施設の提供とはどのようなことが考えられますか。
- A13： 地域のスポーツ少年団などに学校のグラウンドや体育館などを開放するなどが考えられます。

### （協働事業の推進）

- 第12条 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれの社会資源を活かした協働による事業（以下「協働事業」という。）の推進に努めるものとする。
- 2 市は、市の業務のうち市民・市民団体及び事業者が有する専門性、地域性等の特性を活かすことができる分野については、当該業務を委託し、又は当該業務への提案等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 3 市は、市民・市民団体及び事業者が多様な形態で市政に参画することができるための仕組みを整備するよう努めるものとする。

## 趣 旨

○第12条では、三者がそれぞれに持つ社会資源（人材、情報、資金、場所、知恵、技等）を活かして、主体的に協働事業を推進していくことを定めています。

## 解 説

○第2項及び第3項は、第7条第3項（市の役割）で定める「市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備」の一環として定めるものです。これまで市がほぼ独占的に行ってきた公共サービスに対して、市民・市民団体及び事業者が新たな担い手として加わることで、市民・市民団体及び事業者から必要な公共サービスを提案することができる（第2項）、またパブリックコメント、審議会への参画、意見交換会等の多様な形態で市政に参画できるための仕組みの整備（第3項）について定めています。

○第2項前段において、「市民・市民団体及び事業者が有する専門性、地域性等の特性を活かすことができる分野において、当該団体に対して業務の委託」する旨を定めています。これは、市民公益活動を行う団体等の専門性、地域性等の特性を活かした効率の良いサービスが提供されることを期待するものです。

○第2項は、市の行う全ての事業に対して委託等による参入機会を提供することを意味するものではありません。各担当部課において、その取り扱う事業の効率性や市民公益活動として行うことが最良の手段と判断した場合に実施されるものであることを意味しています。

○第3項の「市民・市民団体及び事業者が多様な形態で市政に参画することができるための仕組み」は、具体的にはパブリックコメント制度による意見提出、審議会への参画、意見交換会などがあります。

より詳細な内容については、第13条に基づき策定される「大津市協働推進計画」の中で明らかにし、実効性を担保していく必要があります。

## 運 用

◆協働事業の推進には、その事業の質的な評価が重要になってきます。従来の評価は、「参加人数」や「開催回数」など量的な評価が非常に多いのが実情です。これも重要な評価軸ではありますが、特に市が市民・市民団体や事業者と協働事業を行う場合、「民間に任せの方がいいのではないか」、「市が全部を担うのではなく、市民・市民団体や事業者と協働でやればもっといい事業ができるのではないか」という事業の「質」を重視していく必要があります。また、決して「安上がりでできる」という安易な発想ではいけません。

◆本市では「パワーアップ・市民活動応援事業」を実施しています。これは、地域課題の解決やまちの活性化に向けて取り組む市民団体の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、三者協働によるまちづくりの担い手としての市民団体の自立や継続的な活動を支援するものです。

◆今後は、この「パワーアップ・市民活動応援事業」に加え、「市が見落としている地域課題を発掘し解決へつなぐことができるもの」や「市がすでに関心を持っている課題の解決を協働というアプローチで行うことができるもの」についても、市民・市民団体や事業者から企画などの提案を市が受け、それぞれの得意なところを出し合い、足りないところは補

い合いながら、一緒に事業をつくり上げて活動していける制度を構築していく必要があります。

## Q & A

### 【市政への参加・参画例】

Q14： 三者協働によるまちづくりを進めていくうえで、市政に参加・参画する方法としてはどのようなものがありますか。

A14： 三者がそれぞれ自分たちにできることを考え、自ら行動することにより、愛着と誇りを持つことができる大津を築いていくことができます。市政に参加・参画することは、この行動の一つといえますが、その方法は多種多様です。主な方法としては次のものがあります。

①時間や場所にとらわれず参加できるもの

パブリックコメント制度、ふるさと納税制度 など

②企画や立案の段階から参画できるもの

審議会や委員会などの委員に公募する など

③地域や職場単位で参加できるもの

大津市道アダプトプログラム制度 など

④その他、シンポジウム、フォーラム、意見交換会に参加することや「パワーアップ・市民活動応援事業」を活用してまちづくり活動に参画することなどが考えられます。

## ◎協働によるまちづくりの仕組み(第13条～第15条)

### (大津市協働推進計画)

第13条 市長は、協働施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市協働推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画の策定、変更及び廃止に当たっては、次条に定める委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、毎年度、推進計画に基づいて講じた協働施策の実施状況を公表するものとする。

5 市長は、協働施策の実施状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直すものとする。

## 趣 旨

○第13条では、この条例の実効性を担保する仕組みの一つとしての「大津市協働推進計画」について定めています。

## 解 説

○この条例に基づく協働によるまちづくりを推進ための具体的な協働事業や今後必要な検討事項を明記し、この条例の「実効性」を担保していくものです。

○この計画の策定、変更及び廃止の過程において、三者で構成する「大津市協働を進める三



者委員会の意見を聴く」と定めている点は、この条例の特徴の一つです。

#### (大津市協働を進める三者委員会の設置)

第14条 この条例による協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、市長の附属機関として、大津市協働を進める三者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。

3 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 推進計画の策定、変更及び廃止に関すること。
- (2) 協働施策の評価に関すること。
- (3) 協働施策の提案に関すること。
- (4) 協働事業の推進に関すること。
- (5) その他協働によるまちづくりの推進のため市長が必要と認めること。

4 委員会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

5 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

6 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者で、市長が行う委員の公募に応募したもの
- (2) 市民公益活動団体の構成員
- (3) 事業者の役員又は職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 本市職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

7 前項第1号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者のうちから委員を委嘱することができる。

8 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

9 委員は、再任されることができる。

10 委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開する。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

#### 趣 旨

○第14条では、この条例の実効性を担保する仕組みの一つとしての「大津市協働を進める三者委員会」について定めています。

#### 解 説

○この条例の協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本市の附属機関として条例によ

- り「大津市協働を進める三者委員会」を設置することを定めています。
- 委員会では、協働推進計画に関すること、協働事業の実施状況の評価などの協働によるまちづくりの推進に関わる基本的な事項について取り扱うものとしています。
  - この委員会は、協働によるまちづくりの推進に必要な事項について、委員会から主体的に市長に対して意見を述べるができるものとしています。
  - このほか、「啓発・研修」の一環として有効な協働によるまちづくりに関するハンドブックの検討も行ないます。

## Q & A

### 【条例の推進体制】

Q15： この条例に基づく「三者協働によるまちづくり」を推進していく体制はどのようなものですか。

A15： 市民・市民団体、事業者及び市の三者で構成する「大津市協働を進める三者委員会」があり、委員会の中に2つの専門部会（「協働推進計画部会」、「協働意識の向上部会」）があります。

また、市役所内の組織として、「大津市職員協働推進本部」があります。

### （条例の検討）

第15条 市長は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

## 趣 旨

○第15条では、「条例の検討」として、条例改正などの措置について定めています。

## 解 説

○今後も時代に合った条例としていくために、この条例では定期的に条例を見直していくことを定めています。

○社会情勢、時代の変遷において、協働によるまちづくりの推進を図るうえでの望ましい形は変化していくものと考えられますので、継続的に市民・市民団体、事業者及び市がより良い制度としていくために検討を重ねていく必要があります、それを具現化するため、条例改正などを含めた必要な措置が大切であると考え、見直しを図っていくこととしています。

## ◎その他(第16条)

### （委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

### 附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。